

町からのお知らせ

アスベスト含有調査を補助

アスベストによる健康被害が社会問題化しているため、アスベスト含有調査をする人に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象者

アスベスト含有調査を行う建物の所有者

補助金の額

補助対象経費の額
限度額1棟につき25万円

受付件数

5件 ※受付先着順

受付期間

平成27年5月1日(金)～11月30日(月)

申し込み等

(土日、祝祭日を除く)
申請書は役場建設課にてお渡しします。

また、申請に必要な添付書類や制度の詳細についても建設課にて説明します。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

役場 建設課
都市計画・管理係
内線5122

健康保険がかわったら必ず届出が必要ですよ!

職場の健康保険を喪失したり、加入した場合など国

保との間で切替がある場合は、ご自身での届出が必要です。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください。

届出に必要なもの

- ① 国保に加入するとき
- ② 職場の健康保険を脱退したことを証明するもの(資格喪失証明や離職票など)
- ③ 印鑑
- ④ 年金証書(60歳以上65歳未満の方をお持ちの方)
- ⑤ 国保を脱退するとき

① 新しく加入した保険証(脱退する方全員分)

② 国民健康保険証

③ 印鑑

※加入の届出が遅れると、保険税がさかのぼって課税されます。

※資格喪失後に国保の保険証を使った場合、国保の負担額を後日請求することがあります。

問い合わせ

役場 町民課
保健年金係
内線2114・2115

認知症家族のつらいについて

認知症の方を介護する家族には、肉体的にも精神的にも大きな負担がかかります。しかし、身近に相談できる人がおらず、悩みを抱え込んでしまう人が多いのが現状です。

そこで鬼北町では、認知症介護の経験を持つ家族同士の交流を、2カ月に1回開催しています。一人で悩まず、「つらい」で思いを話してみませんか。

日時

奇数月の第3金曜日
10時～12時

場所

※事前にお問い合わせください。
総合社会福祉センターひまわり

対象

鬼北町在住で認知症の方を介護している方

問い合わせ

役場 保健福祉課
地域包括支援センター
内線3122

毎年6月は「食育月間」
毎月19日は「食育の日」

毎年6月は「食育月間」です。国や地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることとしています。

また、毎月19日は、自分や家族の食生活を見直す「食育の日」とされています。

「食育の日」とされています。「食育の日」を機会に、皆さんも食育に取り組んでみませんか。

鬼北町でも食育推進計画に沿って、食育を推進しています。その中のキャッチ

フレーズを紹介します。
食を通して人を育てる

『楽鬼プラン』

6つの「食べる」で育てる、育つ

- ① 規則的な生活リズムを身に付けて「食べる」
- ② 本当に良いものを見極めて「食べる」
- ③ 苦労して作った産物や人に感謝をして「食べる」
- ④ 「地域でとれた産物を」「食べる」
- ⑤ 「よくかんで」「食べる」
- ⑥ 「運動と食事のバランスを考えて」「食べる」

問い合わせ

役場 保健福祉課
保健係
内線3116

お知らせ

「えひめ共働き支援キャンペーン」の継続実施について

平成26年度に共働き支援による出生率向上対策事業の一環として実施した標記キャンペーンについて、27年度も引き続き実施することとしましたので、お知らせします。

賛同企業・団体等を募集しています。

共働き支援に賛同し、共働き家庭を支援するために取り組んでいる、あるいは今後、取り組もうという意

欲がある県内企業等を募集しています。

申込み方法は、県ホームページに掲載している「賛同書」に必要事項を記入いただき、男女参画・県民協働課までFAXまたは電子メールでお申込みください。

問い合わせ

愛媛県
男女参画・県民協働課
☎089-912-2332
FAX089-912-2444

相談など

みんなで築こう人権の世紀
く考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心
6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人権問題でお困りの方は、相談専用ダイヤルを通じて人権擁護委員か松山地方法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

各種の相談専用ダイヤルは次のとおりです。
※8時30分～17時15分
▼子どもの人権に関する相談
【子どもの人権110番】
☎0120-007-110

▼女性の人権に関する相談
【女性の権利ホットライン】
☎0570-070-810

▼それ以外の人権に関する相談
【みんなの人権110番】
☎0570-003-110